

資金不足比率についてお知らせします

平成19年6月に【地方公共団体の財政の健全化に関する法律】が制定されたことに伴い、毎年度の決算における資金不足比率の算定・公表が義務付けられました。

令和6年度

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	資金不足は生じておりません

※ 資金不足比率とは、地方公共団体や一部事務組合が経営する、水道事業や病院事業などの公営企業の資金の不足額を示す指標です。各事業における当期の現金収入が、当期の現金支出に不足する額を資金の不足額と捉え、事業の規模に対する比率として示しています。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(流動負債－流動資産)}}{\text{事業の規模(営業収益)}}$$